

第9次春日井市高齢者総合福祉計画（中間案）についての 市民からの意見公募の結果を公表します

令和5年11月17日（金）から同年12月18日（月）まで実施された第9次春日井市高齢者総合福祉計画（中間案）に対する市民意見公募手続（パブリックコメント）において、市民から提出された意見及びこれに対する当市の考え方を公表します。

- 意見提出者及び意見の数 意見提出者数 3名 意見数 7項目
- 提出された意見及びこれ
に対する市の考え方 別紙のとおり
- その他 パブリックコメントの結果は、市ホームページでもご覧いただけます。
ホームページアドレス <https://www.city.kasugai.lg.jp>

問い合わせ 春日井市健康福祉部地域福祉課
〒486-8686 春日井市鳥居松町5丁目44番地
電 話：0568-85-6184 F A X：0568-84-5764
E-mail：chiikifk@city.kasugai.lg.jp

提出された意見及び市の考え方

■計画に対する意見

No.	項目	意見	市の考え方
1	実態把握調査について	高齢者総合福祉計画に示されている調査資料が高齢者福祉に資する実態調査と言い難いと思う。総務省が行なう国勢調査のように足を使ったフィールドリサーチをするべきではないか。	<p>地域の実情をより正確に把握するためには、調査対象となる高齢者全員に対して調査を実施することが望ましいですが、調査に要する作業や費用を勘案し、対象者の一部を無作為抽出し、調査を行う方法を採用しています。厚生労働省が公表する介護予防・日常生活圏域ニーズ調査の手引きでは、信頼できる調査結果を得るためには、400件程度の回答が必要とされており、本市の一般高齢者に向けた実態把握調査では、845件の回答結果があるため、地域の実態把握には十分な調査結果があると考えています。</p> <p>また、抽出方法を日常生活圏域、性別、年齢等の属性ごとに分類する層化無作為抽出法を用いており、対象者の偏りを避けているため、幅広い属性の対象者からの実態を把握できています。</p>

No.	項目	意見	市の考え方
2	見守り活動について	<p>外部事業者（e x. 新聞販売店、住宅供給者、金融機関等）との具体的な協定内容が全く見えない。</p> <p>また、各地区にある社会福祉事業者や関係機関、各福祉委員との連携策が、構成されていない。もう少し具体的に「誰が」「どこで」「何を」「どのように」するのかを表した方がいのではないか。</p>	<p>新聞販売店、住宅供給者、金融機関等の外部事業者とは、24時間対応できる見守りネットワークを構築し、地域の見守り活動の推進のため、協定を締結しています。協定締結事業者は市内における業務活動中に、地域住民の異常を察知した際に市や消防、警察等へ通報するとともに、各種情報交換を行うなど、相互連携を進めています。また、年1回開催する春日井市地域見守り連絡会では、孤立等の事例検討等を行い、連携強化に取り組んでいます。</p> <p>計画（中間案）においては、52ページの取組み NO. 30「地域見守り活動」にて活動の具体的な推進内容を記載しています。</p>
3	孤独・孤立施策について	<p>福祉施策の重要性に優先順位をつけるとすれば、春日井市にとっては、孤立老人に対する孤独死防止施策であると思う。孤立老人世帯の実態調査がマッピングできれば、貸与型の電子端末器で緊急アラート情報を発信してもらえば臨場対策ができると思う。</p>	<p>ひとり暮らし高齢者や高齢者のみ世帯を対象とした、地域の実態把握調査を民生委員の協力により実施しており、調査結果を行政や民生委員、地域包括支援センターと共有しています。</p> <p>また、要介護者で自身での緊急搬送の要請が困難な方の世帯を対象に、ボタンを押すと119番通報される緊急通報システムの設置を行っています。</p> <p>緊急情報については、X(旧 Twitter) や LINE、Facebook、YouTube 等で発信しています。</p>

No.	項目	意見	市の考え方
4	要介護者及び独居者に対する支援策について	要介護者で独居者である世帯のマッピングや経済的な支援策も含めて①市営の介護福祉施設（サ高住アパート、グループホーム、通所型デイサービス施設等）を増設、②福祉バス巡回サービス（無料）の提供を行ってはどうか。	<p>①現在、介護福祉施設については、全国的に民間事業者が中心となり整備を担っています。また、入居の負担については、介護保険制度のもとでは、公営も民間も同様となっております。なお、低所得者につきましては、経済的な支援を実施しています。</p> <p>②高齢者の移動支援の充実は、本市としても課題の1つと捉えています。ニーズや費用対効果を踏まえ、課題解決に向けた取り組みを推進してまいります。</p>
5	用語解説について	制度の名称などの用語解説が同ページにあるといい。	用語解説については、紙面のスペースやレイアウトに鑑み、解説が必要と判断した用語を一括して、資料編で解説します。
6	地域包括支援センターの運営について	地域包括支援センター等の相談業務に携わる職員が介護サービス事業者を案内する際に、案内する事業者には偏りはないか。そのため、様々な事業者へ振り分けることのできる仕組みを構築してほしい。	介護サービス事業所は、利用者やその家族の意思に基づいて自由に選択できる仕組みとなっています。市では、利用者が適切に判断できるようにするため、地域包括支援センター等の事業者に対し、特定の事業所に偏ることなく、中立公正な立場で案内するように指導しています。

No.	項 目	意 見	市の考え方
7	事業対象者を対象とした介護予防事業について	事業対象者が介護予防・生活支援サービスを利用できることが周知されていない。また、利用することのできる介護予防施策を進めてほしい。	<p>事業対象者のサービス利用については、サービスガイド等で周知しています。さらに、基本チェックリストに該当し、事業対象者となった方に対して、利用できるサービスを個別に案内しています。</p> <p>また、事業対象者が利用できるサービスとして、介護予防・日常生活支援総合事業を実施しています。介護予防の取組みにつきましては、高齢者サロンなど身近な地域で趣味活動や運動などを行う住民主体サービスに対する支援をしています。</p>